

NO. 26
March '99



神戸女学院大学
女性学
インスティチュート

二十一世紀、新しい夜明けを待つ

別府 恵子

二十世紀の終焉を迎えたいま、今世紀の重大出来事といえば、二つの世界大戦と女性参政権の獲得をあげることができよう。(もっとも、この二つは無関係ではない。)第一次世界大戦後1920年に、イギリス、アメリカで女性参政権が認められ、いわゆる「新しい女性」が、社会やファッショ、文学、芸術の分野で云々されることになる。追ってフランスで1944年、日本で1945年に女性参政権が認められる。いまは自明の理とされる「婦人参政権」だが、人類の歴史からみればごく最近の既得権でしかない。東京都知事選が話題を呼び、副知事に女性を起用と各候補者が有権者の大半を占める女性に餌をちらつかせている。都知事候補者のなかに女性が居ても不思議ではないのに。二十一世紀には、わざわざジェンダーに拘わる必要がなくなることを期待したいと思う。そうした意味においても、女子の高等教育機関に期待される役割の重大さを改めて思う。

本学に、女性学インスティチュートが設立されたのが、1985年。その二年後に機関誌『女性学評論』が創刊されて、本年度で第13号が刊行される。ニュースレターも同時に発刊されたが、これは前後期一回、年二回。この号が26号ということだ。インスティチュート設立当時、大学研究所所長であった私は、職務上インスティチュートの運営、機関誌の刊行に携わり、その後も編集委員、またこの四年間は再び研究所長として、インスティチュートの運営、機関誌の編集に参加させてもらった。この紙面を借りて、これまでの14年間に、インスティチュートの発展に貢献された四人のディレクター諸氏に、そして一人で煩瑣な事務から、機関誌、ニュースレターの編集という大切な仕事に、労を惜しまず真摯な姿勢であたって下さった豊福裕子さんに感謝したい。と同時に、岡田山を離れた松山の地でも『女性学評論』の講読が続けられることをお願いしておきたい。

そして最後に一言。先に、女子の高等教育機関が背負うべき責任の重要さに触れたが、新しい世紀には、ジェンダー、人種、階級、世代を越えて、地球に棲息するものすべて、人も他の生物も調和のなかに共生できる場の実現に關与する人材——教育者・研究者・施政者——が、この伝統ある神戸女学院大学で育成されることを願う。
(大学研究所長、文学部教授)

社会の向上に役立つ学問に

風呂本 悼子

この三年間、ディレクターをぶじに勤めることができたのは、所員の皆様のご協力のおかげです。特に運営委員、編集委員、選挙管理委員の方々にはたいへんお世話になりました。そして、豊福助手がいてくださらなかつたら、どうなっていたことかと思います。ほんとうにありがとうございました。

三年の間に、女性学インスティチュートは、部屋がデフォレスト館から図書館本館へ移り、「現代女性論」が前後期とも開講されるようになり、さらに今度の四月からはその講座名もズバリ「女性学」に変わり、年間一貫テーマの公開講演シリーズも定着し、「セクシュアル・ハラスマント防止対策ガイドライン」もできました。就任のときにお約束したとおり、「後退も停滞もせず、少しずつ着実に前進」したと言えるでしょう。

気苦労もありましたが、講演会を企画し、いろいろな分野の方と接して視野を広げ、新しい知識を得るのは、実に楽しいことでした。学生が主体になってくれる座談会や報告会も、授業とは別種の経験を共有できる貴重な場でした。所員の先生たちが皆さんおいそがしくて、こうした催しにあまりご参加いただけないのが残念です。でも、時にはご自分のクラスを女性学インスティチュートの催しに合流させて、一緒に聴いてくださる先生もあり、そんな時には百万の味方を得たような心強さを感じました。

私が、心に抱きながら企画として出せなかったことのひとつは、他大学の女性学研究機関との交流です。でも昨年十二月、京都橘女子大の女性歴史文化研究所がそれをしてくださいました。関西地域はもちろん、東京や名古屋からの参加もあり、有意義な情報交換の場となりました。その結果わかったのですが、神戸女学院大学の場合は、所員数も予算額もかなり多い方ですし、妙な圧力(!)もかけられていないので、今後もっといろいろな創意工夫を積極的に活かすゆとりがありそうです。「女性学」は、机上の学問で終わらせらず、研究成果を社会に還元し、社会の向上に役立てこそ意味があります。神戸女学院大学女性学インスティチュートが、この点をしっかりと踏まえて、一層の前進、発展を遂げますよう心から願っております。

(女性学インスティチュートディレクター、文学部教授)

「女子体育」雑感

内 藤 純 子

女子の進学率が現在程高くなかった頃、女の子が大学に、しかも体育大学に、となれば尚のこと、田舎住まいの親はどんなに肩身が狭かったことか。女子体育指導者を目指して密かに上京し、短大から学部編入への道を歩み、誠に未熟ながら書いた卒業論文は2回、テーマは「女子体育」。今心に残っていることは、女子体育に社会の目が大きく関わっていたということである。

女の子が体育大学に？ 女の子がスポーツを？ という社会の目は拘束としてとらえられる。女子に対する社会的拘束、母性保護という名目を盾に女性には無理だ、女性は不適当だなど男性サイドのものの見方が女性の競技会への参加に制限を加えてきたことは、近代オリンピックにおける競技種目採用状況をみると明らかである。行動体力に性差があるのは事実であるが社会的立場から人為的差をもって男女の優劣をつけることは許せない。近年生物学的レベルで女性に関わる科学的データが出され、スポーツ界では強化と保護の両面から検討がなされていることは喜ばしい。

わが国において女子体育に关心が持たれ始めたのは明治30年代と言われる。明治33年女子体育研究のため井口あぐり女史が文部省初の留学生としてアメリカに留学、翌34年坪井玄道氏（高等師範学校及び女子高等師範学校の体育指導者）が留学したことに始まり、以後徐々に研究は進んできた。終戦後「女子体育は女子の手で」を合言葉に昭和29年に日本女子体育連盟が結成され、その3年後（昭32）に兵庫県女子体育連盟が発足した。初代会長は田村富美子女史（昭35～昭37の神戸女学院同窓会長）であり連盟の基盤を築き新しい女子体育発展への第一歩を踏み出したのである。

「女がスポーツ？」と驚異の眼がむけられた時代から100年。女性の立場は大きく変容した。女性の平均寿命は伸び、出生児数は減少したため女性のライフスタイルは大きく変わってきた。育児が終り子供から手が離れて後の女性の人生後半期の長期化を、どのようにうけとめ自己の意識や行動をいかに変えていくか、自己のライフスタイルにふさわしい身体行動の必要性を自覚し、実践し習慣化する努力が望まれる。

（体育研究室教授）

女性の意欲がいかせる社会に

石 川 康 宏

ニュースレター25号の私の文章「企業社会とはたら

く女性」に、学内のある集会に招かれた講師の方から御批判がありました。これを掲載した編集委員会の責任にもふれられたそうです。そこで編集委員会は次のことを確認しました。①批判をふくめ本紙への積極的な発言を歓迎する。②しかし前号掲載文については批判されるような内容とは考えない。③このテーマについての私たちの視点をあらためて述べて、今後の議論の素材を提供する。そして本号で石川が前号文章の背景にある考え方を補足的に説明し、また他の編集委員も短いコメントを寄せるようになりました。

私は「男に負けない」といった仕事への強い意欲をもつことと、悪すぎる労働条件の改善を求めるることは矛盾しないと考えています。私のゼミからも毎年数名がいわゆる有名企業の総合職に就いていきます。しかし、その彼女たちから「からだがもちません。もう止めます」という残念な連絡があるのも事実です。ことは個人の意欲・体力にとどまりません。昨年フランスでは週35時間労働法が成立しました。特別な理由なしに週35時間以上労働してはいけないという法律です（しかも賃金引き下げなし）。これは雇用対策としても大きな力を發揮しました。イタリアやスペインでも同様の法案が準備されており、またドイツでの話題はすでに週30時間労働にうつっています。こうしたヨーロッパの状況と比較したとき、日本の労働時間の長さは深刻です。サービス残業をふくむ日本とドイツの年間格差は平均800時間（労働省・総務省）。「男に負けず」に働くためには、日本の女性はドイツの女性より800時間も長く働くなければなりません。そして総合職ともなればこれら平均を遙かに上回る労働時間が要求されます。こうした世界一の長時間労働が少人数での過密労働と重なって年間1万人以上といわれる過労死——大量の社会現象としては日本にしかない——を生み出しています。せめてヨーロッパなどの労働条件を実現すること。それは学生たちの「働く意欲」を本当に実りあるものとするためにも、いまの日本社会が正面から考えなければならないことだと思うのです。

他方で日本の企業社会には深刻な女性差別があります。「自分より条件の悪い労働者がいる」というある種の優越感を男性労働者に与え、それによって世界的にもまれな過酷な労働条件に対する彼らの不満を迎えこむ（たとえば日本の実質賃金はあれほどの労働時間格差にもかかわらずドイツより低い）。こうした「労働コスト削減」の論理のもとに、日本の古くからの家父長的な差別意識が活用されています。管理職に占め

る女性の割合はスウェーデン64.8%、アメリカ41.7%、ドイツ21.6%、カナダ13.1%に対して日本は9.2%でしかありません（ILO・労働省・総務庁）。また同一学歴で見た日本男女の賃金格差は中卒（男性100に対して女性62.6）、高卒（60.7）、高専・短大卒（76.7）、大卒（64.0）となっています（労働省）。これをすべて日本の女性の「国際的にみた特別の能力の低さ」などに解消することができないことは明らかです。

私は「働く強い意欲」とは現在の企業社会のあり方に一方的に適応し、それに「貢献」するための意欲ではないと考えています。そこによりよい企業社会づくりに向けた努力の意思がふくまれてこそ、真に「社会のなかで働く意欲」ではないかと思うのです。そして、こうした視野の広い豊かな見識を育てることは、高等教育機関としての大学が担うべき大切な社会的責任の一つであると考えています。いかがでしょうか。

（文学部助教授）

★ 労働条件改善のため努力して来た先達たちからみれば、新卒の男女に「甘え」があると批判されるのも無理はない。だが、それを梃子によりよい労働環境を創造する余裕を社会は示すべきだ。女子大卒の女性の労働意欲を低下させないための条件作りはいま始まつばかり。（別府恵子：文学部教授）

★ 「女性学」は、もともと男性中心社会の視点が見ようとしたことを直すところから始まった分野ですから、当インスティチュートの企画を企業家の求めるイメージに合わせる発想がないのは事実です。まず最初に、直接インスティチュートにご批判をお申し越しくださっていたら、より建設的な話し合いができたのではないかでしょうか。

（風呂本惇子：文学部教授）

★ ニュースレター25号に掲載された卒業生の意見は、現在働く女性達が感じている通りの生の声という価値があります。拙い表現のものも含めて彼ら自身の言葉に耳を傾けその感じ方から問題を考えていく姿勢は、教育・研究機関にとって必要であると考えます。（溝口薰：文学部助教授）

★ 「議論しあえる場」という「社会性」は、「大人」や「社会」が教えようとするのを、若い人が求めて育てていくものだろう。その「大人」にも「社会」にも責任を持つ者として、「議論する能力」の成熟を、さらに意識的に仕事の場で課題とする必要を思った。（上西妙子：文学部教授）

1998年度年間活動報告

I 講演会・報告会等（＊は連続企画）

特別講演会 1998年4月27日（月）

「現代男性論—男性問題としての女性問題」

講師：伊藤公雄氏（大阪大学人間科学部教授）

[出席者：160名]

座談会 1998年6月3日（水）

*「女性と犯罪」（No.1）

「犯罪を生む土壤・差別—インドの場合」

講師：牧野由紀子氏

（インド・アラハバード農科大学農民研修

センター婦人研修主事）

[出席者：80名]

特別講演会 1998年6月11日（木）

「カリブ海フランス語圏の女性作家たち」（仏語）

講師：マリーズ・コンデ氏

（カリブ海アドループ出身の小説家、

米国・コロンビア大学教授）

通訳：元木淳子氏（京都大学非常勤講師）

[出席者：85名]

講演会 1998年7月9日（木）

*「女性と犯罪」（No.2）

「家庭のなかの犯罪」

講師：村本邦子氏

（女性ライフサイクル研究所所長）

[出席者：45名]

講演会 1998年10月22日（木）

*「女性と犯罪」（No.3）

「セクシュアル・ハラスメントは犯罪である」

講師：渡辺和子氏

（京都産業大学外国語学部教授）

[出席者：65名]

講演会＆座談会 1998年11月20日（金）

*「女性と犯罪」（No.4）

「夫の暴力」

講師：渡辺和恵氏（弁護士）

[出席者：講演会 55名／座談会 17名]



渡辺和子氏



渡辺和恵氏

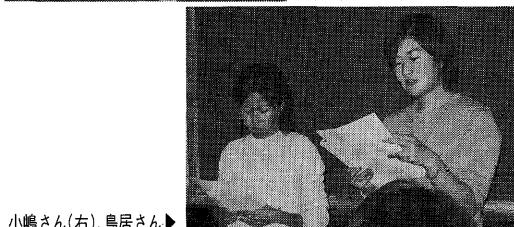
ボランティア体験報告会 1998年12月15日（火）

「私たちが学んだこと（インド・タイでの体験）」

報告者：渡邊夏代子さん、郡尚子さん、小嶋香織さん
 （以上、神戸女学院大学人間科学部4回生）
 鳥居絵美さん（聖和大学教育学部4回生）
 [出席者：16名]



◆ 渡邊さん(右)、郡さん



小嶋さん(右)、鳥居さん▶

ワークショップ 1999年1月20日（水）

* 「女性と犯罪」〈No.5〉

「攻撃から身を守る！」

講師：西宮警察署生活安全課警官 &
 内田樹氏（神戸女学院大学文学部教授）

[出席者：10名]



◆ 西宮警察署の皆さん



内田樹氏▶

II 研究助成

「アメリカ映画における sexuality と ethnicity」

内田樹〔文学部・教授〕

「明治末期女性雑誌の研究」

飯田祐子〔文学部・専任講師〕

「近世女性史研究

—琉球王府の裁判記録を中心として—

真栄平房昭〔文学部・教授〕
 「ジェンダーステレオタイプに関する心理学的考察」
 森永康子〔人間科学部・助教授〕

III 学会等出張補助（国内・海外）

第1回カリブ文学学会（1998年11月4日～6日：
 バハマ・ナッソー）にて研究発表。

風呂本惇子〔文学部・教授〕
 キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国
 ネットワーク第4回大会（1998年11月29日：高松
 市女性センター）に出席。

飯田祐子〔文学部・専任講師〕
 女性歴史・女性学研究所交流会（1998年12月6日
 : 京都橘女子大学）に出席。

風呂本惇子〔文学部・教授〕
 飯田祐子〔文学部・専任講師〕

IV 女性学講座（科目名「現代女性論」）

(1)(2)コースとして前期・後期とも開講された。

V 出版物

『女性学評論』第13号 特集：女性と犯罪

（1999年3月発行）

「ニュースレター」No.25 （1998年10月発行）

「ニュースレター」No.26 （1999年3月発行）

**VI AWI (The Asian Women's Institute : アジア女性
 研究所)との交流**

1998年度は特記事項なし。

VII その他

学生の活動に対する補助：「やぎの会」（環境問題
 を考える会）の諸活動に対し支援を行った。なお、
 1998年12月、「やぎの会」は「Local Environmental
 Action (LEA: レア)」と名称を変更した。

1998年度女性学インスティチュート編集委員

別府恵子、風呂本惇子（委員長）、石川康宏、溝口 薫、
 上西妙子（ABC順）
 編集事務：豊福裕子

編集・発行：神戸女学院大学女性学インスティチュート

☎662-8505 西宮市岡田山4-1 ☎(0798)51-8545